

(別紙3)

栃木県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分	活動項目		活動要件
	施設区分		
実践活動 (集落が 管理する 施設)	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町村予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。
		62 水路の更新等	
		106 取水施設の補修	
		107 取水施設の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池 (附帯施設) の更新等	
		108 ため池の浚渫	
実践活動 (農地に 係る施 設)	用水施設	109 給水施設等の補修	
		110 給水施設等の更新等	
	排水施設	111 暗渠排水の補修	
		112 暗渠排水の更新等	

第2 活動の説明

(1) 実践活動

ア 集落が管理する施設

1) 水路 (開水路、パイプライン) に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

□水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

水路の更新

- ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

106 取水施設の補修

- ・ 取水施設（堰、ゲート、ポンプ等、又は、それらの管理施設などの付帯施設）について、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

107 取水施設の更新等

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている取水施設（堰、ゲート、ポンプ等、又は、それらの管理施設などの付帯施設）について、更新等の対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65]ため池の補修

① ため池本体

□洗堀箇所への補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所への補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 付帯施設

□取水施設の補修

- ・ ため池の豎樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66]ため池（付帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

108]ため池の浚渫

- ・ ため池において、大量の土砂が堆積し貯水機能に支障を来している場合、浚渫による対策を行うこと。

この場合、浚渫した土砂を適正に処理すること。

イ 農地に係る施設

1) 農地に関する対象活動

109]給水施設等の補修

- ・ 用水路における取水口、パイプラインにおける給水栓など水田に給水する施設、またはその付帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

110 給水施設等の更新等

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている取水口や給水栓など水田に給水する施設、またはその付帯施設の更新等の対策を行うこと。
- ・ 農地の生産機能維持のために必要な、給水施設およびその付帯施設の設置による対策を行うこと。

111 暗渠排水の補修

- ・ 暗渠排水、またはその付帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

112 暗渠排水の更新等

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水、またはその付帯施設の更新等の対策を行うこと。
- ・ 農地の生産機能維持のために必要な、暗渠排水およびその付帯施設の設置による対策を行うこと。